

犬山市農業委員会総会議事録

1. 令和4年4月26日午後2時00分犬山市役所2階205会議室に於いて犬山市農業委員会を招集した。

1. 総会の議案は別紙「農業委員会総会議案一覧表」のとおりである。

1. 当日の出席委員は次のとおりである。

1番	今井 高信		2番	高木 正己	
3番	小澤 正明		4番	日比野 真里	
5番	吉原 範明		6番	澤野 敏久	
7番	寺澤 克己		8番	吉野 幹雄	
9番	伊藤 譲		10番	松山 運美	

1. 本日会議に出席した職員は次のとおりである。

事務局長	武内 雅洋	次長	石黒 貴之
統括主査	宮田 隆志	書記	北野 研吾

1. 総会の顛末は次のとおりである。

1. 午後2時00分、松山会長が議長席につき、10名が出席につき会議は成立する旨を述べ開会を宣す。

次に議事録署名者2名の指名を行う。

5番	吉原 範明	6番	澤野 敏久
----	-------	----	-------

議長

それでは、議案一覧表に基づきまして、第18号議案から第21号議案を上程いたします。それでは、事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局

説明させていただきます。まず1ページをご覧ください。第18号議案、農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について、別紙申請事項について、意見の決定を求めるものです。

【議案説明】

①こちらは農振の用途変更があった案件になります。申請者は [] に居住し、約1.5ヘクタールの農地を耕作する兼業農家です。現在、農業用倉庫を2棟所有していますが、1棟は、老朽化により建て替えの時期を迎えておりました。また耕作面積を拡大したことに伴い、増やした農業用機械等の保管に苦労していることから、本申請となりました。

汚水の排水はございません。雨水は、申請地、地図資料の方を見ていただきますと東側に2ヶ所、雨水枡を設け、集水して、南側の自己所有地を経由して、水路へ放流します。

農地区分表をご覧ください。農地区分表は表面左側①番ア一(ア)、農業地区域内にある農地に該当します。許可基準は表面、右側2番、農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画で指定された用途、今回は農業用倉庫、農業用施設ということですが、その用途に供するものに該当します。

ページをめくりまして、3ページをご覧ください。第19号議案です。農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について、別紙申請事項について意見の決定を求めるものです。

【議案説明】

①1番につきまして、こちらは農振除外があった案件になります。譲受人は飲食店を経営している、業務として営む法人で、現在、フランチャイズオーナーとして [] を

営業しております。新たな飲食店の出店に当たり、[REDACTED]

[REDACTED] のフランチャイズオーナーとして出店を計画し、申請地は市街地から近く、県道一宮犬山線沿いで往来する人々の利用が見込めることから本申請となりました。

汚水、雑排水は、下水道へ接続、雨水は、申請地南側、地図資料の方を見ていただきますと、すいませんちょっとといつもと、順番前後しましたけど1番、[REDACTED]さんの説明です。

雨水の方は、敷地の南側ですね今回の申請地内に側溝を設けまして、そこへ集水し、最終樹から西側の水路へ放流する計画となっております。

農地区分表をご覧ください。農地区分は裏面の9番エー(ア) - a - (a)の水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている幅員4メートル以上の道路の沿道の区域で、おおむね500m以内に2つ以上の今回は医療施設がある区域にある農地になります。3種農地に該当しまして、許可の基準、裏面の右側、36番ですが、エー(イ)の許可をすることができるに該当します。

②続いて2番、[REDACTED]さんの案件ですが、譲受人は包装用資材の販売製造、物品の梱包、発送業務の請負などを主たる業務として営む法人です。申請者の営業所は、申請地の西にありますて、事業が好調で、従業員が増加し、駐車場が不足しており、その確保のため、本申請となりました。

地図資料の方をご覧ください。こちらは駐車場のため、雨水の排水はございません。雨水の方は自然浸透及び申請地内に、既設側溝がございますので、そちらで処理をする計画となっております。

農地区分表をご覧ください。農地区分は、裏面の方ですが左側12番エー(ア)-b-(b)、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地で、第3種農地に該当します。許可基準は裏面の右側36番、エー(イ)、許可をすることができる

に該当します。

③ [REDACTED] の案件です。譲受人は、レーザー加工、溶接などの機械板金を主たる業務として営む法人です。現在、申請者の所有する駐車場は、土地面積に比べ、駐車台数が多いため、従業員は縦列駐車で止める必要があり、出入りに苦労しております。現在の駐車場の隣接地である本申請地を取得し、駐車場として整備することにより、出入りする通路と駐車スペースが確保できることから、本申請となりました。

地図資料をご覧ください。こちらは駐車場のため、汚水の排水はありません。雨水は敷地内で自然浸透により処理いたします。

農地区分表をご覧ください。えっと農地区分は表面左側 2 番、イー(ア) - a、概ね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当します。第 1 種農地で、許可基準は表面、右側 19 番イー(イ) - e - (e)、既存施設の拡張で、既存施設の敷地面積の 2 分の 1 を超えないものに該当します。

議案書の方に戻りまして、6 ページをご覧ください。

農業経営強化基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画の決定について、別紙、農用地の利用権設定等の決定を求めるものです。

今月の案件は、41 件です。1 番から 25 番が農地中間管理機構、26 番から 41 番が相対での利用権設定となります。1 番、26 番が犬山地区。2 番から 19 番、27 番から 29 番が城東地区。20 番から 23 番、30 番から 41 番が羽黒地区。池野地区は今回案件がなく、24 番、25 番が楽田地区の案件となります。

26 番は新規就農者の権利設定であったため、会長と地区的委員と面談を行っております。26 番の借人は、[REDACTED] 代の自営業を営んでいる方です。借人は、2 年ほど前までは [REDACTED] の小さな農地を借りて家庭菜園をやっておられました。今回、自宅の前にある、もともと田んぼだった農地を所有者から借りることができ、農業講座の講師をやっている方からのアドバイスを受けながら、

土壌改良を行い、現在、じゃがいもの植え付けをやっています。

農作業は、仕事が休みの日、年間約100日、やっておりまして、現在は農業用機械を持っていないため、備中鍬など、手作業で行っておられます。必要に応じて、耕運機の借用を検討しながら農業に取り組む予定であることを聞き取りしております。

続いて、21ページをご覧ください。

第21号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画の素案提出について、別紙農用地利用配分計画素案の意見を求めるものとする。

こちらは先ほどの20号議案で農地中間管理機構に貸し付けた農地をどのように扱い手に配分するかを示した計画です。

22ページが、[REDACTED] 氏。

23ページから25ページまでが、[REDACTED] 氏。

26ページが、[REDACTED]

氏。

27ページは、[REDACTED] 氏。

28ページは、[REDACTED] 氏。

29ページが、[REDACTED] 氏。

30ページが [REDACTED] 氏。

31ページ [REDACTED] 氏。

32ページが、[REDACTED] 氏への配分計画案です。

議案の説明は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。

ただいま事務局から第18号議案から第21号議案までの説明がございました。これにつきましてご質問やご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではご意見、ご質問はないようでございますので、ここで地区審議の方をお願いしたいと思います。

なお、総会再開後は、楽田地区の案件で伊藤委員が、関する案件もございますので、私は楽田地区の委員として意見を述べさせ

ていただきます。よって再開時は、吉原副会長に、議長をお願いいたしますので、その点もよろしくお願いいいたします。ご了解いただきますようお願いいたします。それでは、地区審議をお願いいたします。

午後2時25分 地区審議

午後2時40分 開議

副議長 それでは総会を再開いたします。第18号議案、農地法第4条の規定による、許可申請書、意見決定についての意見決定を求めます。1番について、城東地区お願いいたします。

小澤委員 3番小澤です。番号1について、地区審議の結果、認めるのが正しいということで、許可します。

副議長 ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表がございました。ここで全委員さんにお諮りをいたします。
第18号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可としてよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長 それでは、本議案について可と決定をいたしました。
続きまして、第19号議案、農地法第5条の規定による許可申請書、意見決定についての意見決定を求める。1番について犬山地区、お願いをいたします。

高木委員 2番の高木でございます。問題ないと思いますので可でよろしいです。

副議長 ありがとうございました。2番について羽黒地区、お願いをいたします。

吉野委員 8番吉野幹雄です。整理番号2番については、地区審議の結果、該当いたします。

副議長 はい、ありがとうございました。続きまして3番について、楽田地区お願いをいたします。

伊藤委員 3番につきまして慎重審議いたしました結果、やむを得ないという結論に至りました。

副議長 ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表がございました。ここで、全委員さんにお諮りをいたします。

第19号議案、別紙申請事項について、意見の決定を、可と決定してよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長 ありがとうございました。それでは、本議案について、可と決定をいたしました。

続きまして、第20号議案、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定についての意見決定を求めます。1番と26番について、犬山地区、よろしくお願いいたします。

高木委員 1番については、問題なし26番については、20日の日に、面談を行いまして、可と言う事で結構だと思います。

副議長 はい、ありがとうございました。2番から19番、27番から29番について城東地区お願いをいたします。

小澤委員 2番から19番及び27番から29番まで、地区審議の結果、可とします。

副議長 20番から23番、30番から41番について羽黒地区お願いをいたします。

吉野委員 整理番号20番から23番及び30番から41番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

副議長 24番と25番について、楽田地区お願いをいたします。

伊藤委員 楽田地区審議いたしました結果、可といたします。

副議長 ありがとうございます。ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表がございました。全委員さんにお諮りをいたします。

第2.0号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可としてよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長 ありがとうございました。それでは、本議案について、可と決定いたしました。

続きまして、第2.1号議案に、入りますが、本議案には寺澤委員、伊藤委員が申請者となっている案件がありますので、農業委員会等に関する法律、第3条1項、第31条1項によりしばらくの間、ご退席をお願いいたします。

それでは、続きまして、第2.1号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農地利用配分計画の素案提出について、意見の決定を求めます。

1番について、犬山地区、お願いをいたします。

今井委員 問題なく可といたします。

副議長 2番から19番について、城東地区お願いいたします。

小澤委員 2番から19番まで可とします。

副議長 20番から23番について羽黒地区お願いいいたします。

吉野委員 8番、吉野です。整理番号20番から23番につきましては、地区審議の結果、可といたします。

副議長 ありがとうございました。24番と25番について、楽田地区お願いいいたします。

伊藤委員 はい、24番並びに25番につきまして審議した結果、可と決定いたします。

副議長 ありがとうございました。ただいまお聞きの通り、地区審議の結果発表がございました。全議員さんにお詰りをいたします。第21号議案、別紙申請事項について、意見の決定を可としてよろしいでしょうか。

【全委員 異議なしの声】

副議長 ありがとうございます。それでは本議案について、可と決定いたしました。寺澤委員、伊藤委員は席へお戻りください。これをもちまして議長役を会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

議長 どうもありがとうございました。続きまして報告事項について事務局より報告をしてください。

事務局 報告事項です。議案書の33ページをご覧ください。報告第7号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理です。今月は報告1件です。

続いて議案書 35 ページをご覧ください。報告第 8 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理についてです。今月の報告は 4 件となります。以上です。

議長 はいありがとうございました。ただいま事務局から報告がございました報告につきまして、何かご意見、ご質問ございましたら承りたいと思います。はいどうぞ、小澤委員。

小澤委員 この間、楽田のとある人の方が、平成 10 年に東側に造成されたんですが、そこで雨が降ると、地域に水がたら流れてくるということで、そういうのはどこへいったらいいかってことですが。

事務局 小澤委員のご質問にお答えをします。その場合ですね、農地の転用によって、被害が出ているということであれば、当然まず我々の方に、言っていただいて、決まり文句なんですけれど、申請書に周辺農地に被害が出た場合は、当方において責任を持って解決しますという一文がありますので、それをもってまずこちらから指導します。あわせて例えば開発の案件で何か関係するところがあれば、そちらの方でも指導します。

小澤委員 それからもう 1 点ですが、きちんととは聞けなかつたんですが、
■で太陽光発電を設置したいということでいろんな法的な条件がクリアできないといけないんですが、相談に行つたけどなかなか進まないということを聞いたんです。

その辺の進捗状況とか、開発ができるところだったら、その申請する人に駄目よと言った方がいいもんで、いつまでも延ばすということじゃなくて、その辺の対応をどうでしょうか。

議長 事務局お願いします。

事務局 はい。そうですね 1 件相談を受けている案件はあります、今度も打ち合わせをする予定で、決してこちらで見込みがね最初か

らなければならないというんですけど、協議は続いております。

小澤委員 2～3ヶ月？代理人が来たときは、いつかっていうことなんですか。

事務局 代理人さんからはまだお会いしたことがなくて電話です。それ以外に、太陽光の発電事業者さんが窓口と来ていただいてまして、それは結構前から起きております昨年中からですね具体的に、場所とかが決まってきたのは年明けてから、ここでやりたいということで、相談を受けている案件はあります。

また、どうしても、具体的にならないと、農業委員会へ上げれるだけの申請内容が整ってこないものですからそのあたりは農地法の許可の基準、そういったことに照らし合わせて、申請者の方と話をしていく形になります。

小澤委員 それ法規制もクリアというのは難しい場所ですか。駄目なところであれば、早いとこれは何々法によって駄目だと、これは国の政策で認められる範囲だから、可能性はあるけれど、とこうとこ、これやらないと駄目と、はっきり言ってあげた方が親切かなと思ってます。

事務局 はい、ちょっと個別の案件の内容となります、今相談を受けている例というのは、おそらく、営農型太陽光という形での申請を考えてみえる。

営農ということで、農地で太陽光のパネルを設置して、その下で農業を続けながら、太陽光発電事業をするという案件で、相談受けているんですけど、やはり下で農業をやる際、許可の基準として収穫量ですね。一反あたりの単収っていうんですけど、それが一般的に太陽光やってない時の収穫量の8割を収穫ができる内容が必要。実際、発電事業を始めた後、農業やっていただいてそれだけ確保、処理を上げていただきたいといけないものですから、それ事業計画の確認という意味では事務局の方も慎重に、や

っております。

議長 よろしいですか。それではほかにご質問もないようでございま
すのでここで報告を終了させていただきます。